

様式第 1 (第 4 条関係)

(表 面)
指定給水装置工事事業者指定申請書

(新規 **更新**)

申請内容に合わせて丸をつけてください。

下妻市長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **〇〇設備**
住 所 **茨城県下妻市〇〇 1 2 3 - 4**
代表者氏名 **下妻 一郎**
連 絡 先 **0 2 9 6 - △△ - ▲▲▲▲**

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 下妻 一郎	監査役 下妻 三郎
取締役 下妻 次郎	
取締役 下妻 花子	
事業の範囲	給水装置工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

「給水装置工事」は必ず記載して下さい。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇設備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	茨城県下妻市〇〇１２３－４
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
下妻 一郎	第０００００００号
下妻 次郎	第１１１１１１１号
下妻 三郎	第２２２２２２２号

下妻市での事業に関わる支店等が別
あれば記載いただきます。
該当しない場合は記載不要です。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇設備 下妻支店
上 記 事 業 所 の 所 在 地	茨城県下妻市〇〇２３４－５
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
下妻 太郎	第３３３３３３３号

- ・★印のついている器具については、水道法で指定事業者が有することを義務付けているものです。
- ・提出写真については、各種１品ずつまたは種別毎に分けて撮影したものを提出してください。

別表(第４条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	管切断機	ハットソー 100	1	
	金切りのこ★		3	
管の加工用の 機械器具	ネジ切り機★	AAA-000	3	
	ヤスリ★		1	
管の加工用の 機械器具	ガスバーナー★	BBB-000	1	
	パイプレンチ★	径 250 300 350 450 600	8	
	ウォータープライヤ		3	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ★	A00	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2(第4条、第6条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへま
でのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称 **〇〇設備**

住 所 **茨城県下妻市〇〇123-4**

代表者氏名 **下妻 一郎**

下妻市長 様

様式第 3 (第 11 条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

下妻市長 様

年 月 日

届出者 ○○設備

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	○○設備	
上記事業所で選任・解任する給 水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技 術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
下妻 一郎	第 0 0 0 0 0 0 0 号	
下妻 次郎	第 1 1 1 1 1 1 1 号	
下妻 三郎	第 2 2 2 2 2 2 2 号	

新規申請または新選任の手続きの際には申
請日の年月日を記載してください。
なお、更新手続きの際には記載不要です。

様式第 10 (第 6 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

下妻市長 様

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第 11(第 6 条関係)

廃 止
指定給水装置工事事業者 休 止 届出書
再 開

下妻市長 様

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止 休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
フリガナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	
(廃止・休止・再開) の 理 由	